二百五十八　海上自衛隊えびの送信所

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市	大字榎田字北野五百七十番地一地先
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市	大字榎田、大字小野及び大字大明司（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	熊本県人吉市	段塔町（次の図面に示す部分に限る。）
	宮崎県えびの市	大字小田、大字坂元及び大字大明司（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字小田、大字坂元及び大字大明司以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十九　海上自衛隊樺山送信所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字田名部字下平
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字田名部字下平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	大字関根字名子（次の図面に示す部分に限る。）、大字関根字水川目（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字桂川目（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字北椛山（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字小平舘ノ内（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字尻釜（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字鶴沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字前川目（次の図面に示す部分に限る。）及び大字田名部字宮後（次の図面に示す部分に限る。）
	青森県下北郡東通村	大字大利字荒谷沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字大場沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字下川代（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字荷橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字留沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字冷水（次の図面に示す部分に限る。）及び大字大利字向平（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十　海上自衛隊近川受信所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字奥内字栖立場六十九番地
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字奥内字栖立場及び大字奥内字近川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	大字奥内字、大字奥内字姥沢、大字奥内字小渡（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字佐井ノ上（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字沢ノ下、大字奥内字竹立、大字奥内字沼山（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字栖立場（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字館ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字浜道（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字豚沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字主流江（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字坊主流、大字奥内字前谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字中野沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字小大川及び大字奥内字中野沢字穴明窪（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字渡戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字穴明（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字大沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字大沢小字中野沢字江豚沢、大字奥内字大沢小字中野沢字近川以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。